
プロジェクト 中小企業の会計に関する指針

項目 「中小企業の会計に関する指針」の改正について

本資料の目的

1. 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会（以下「関係 4 団体」という。）は連名で「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）を公表している。
2. 本資料は、中小会計指針の改正に関する検討状況をご説明し、企業会計基準委員会として改正中小会計指針の公表についてご了承頂くことを目的としている。公表を予定している文書は以下のとおりである。
 - (1) 改正「中小企業の会計に関する指針」の公表について（審議事項(2)-2）
 - (2) 「中小企業の会計に関する指針」（審議事項(2)-3）
 - (3) （参考資料）「中小企業の会計に関する指針」新旧対照表（審議事項(2)-4）
 - (4) 『「中小企業の会計に関する指針」の改正に係る公開草案に対するコメント募集の結果について』（案）（審議事項(2)-5）
3. なお、中小会計指針の概要及び中小会計指針の改正にあたっての当委員会の手続は別紙に記載している。

改正中小会計指針の概要

（公開草案の公表）

4. 本年度における中小会計指針の改正に向けて、第 395 回企業会計基準委員会（平成 30 年 10 月 25 日開催）において次の内容の公開草案の公表に関するご了承をいただいた。その後、平成 30 年 10 月 30 日に公開草案を公表し、同年 11 月 30 日までコメントを募集した。

公開草案の内容

- (1) 改正中小会計指針(案)では、平成 30 年 2 月 16 日に企業会計基準第 28 号『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』及び企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果会計基準等」という。）が公表されたことに伴い、中小会計指針における税効果会計基準等に関連する各論項目である「税効果会計」について、繰延税金資産と繰延税金負債の

審議事項(2)-1

貸借対照表上の表示も同様に改正し、併せて【関連項目】に税効果会計基準等を追加している。

- (2) その他、償却原価法の説明の脚注記載への変更、削除又は廃止となった法令等の【関連項目】からの削除、字句修正など、軽微な修正を行っている。
- (3) なお、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「収益認識会計基準等」という。）が公表されているが、強制適用前であることから、中小会計指針における収益認識会計基準等に関連する各論項目である「収益・費用の計上」の見直しは行っていない。当該内容については、見直しを行っていないことから公開草案では触れていないが、プレスリリース案（審議事項(3)-2）にて、上記の内容を記載している。

（公開草案に寄せられたコメントの概要及び対応案）

5. 公開草案に寄せられたコメントは 1 件である。
6. いただいたコメントは、改正案を支持するものであるが、公開草案の改正提案以外において、税効果会計の理解を促進するための説明の充実や将来的な課題の検討（償却原価の定額法の禁止）も求めていた。
7. 関係四団体事務局等でコメントへの対応を検討した結果、公開草案からの修正は不要であると判断している。
8. そこで、公開草案どおりの内容で最終化すべく、関係四団体における各々のデュー・プロセスを経て、中小企業の会計に関する指針作成検討委員会（以下「中小会計指針作成検討委員会」という。）に付議することとなった。
9. なお、関係四団体のウェブサイト上で公表する予定の公開草案に対するコメントの概要及びそれに対する対応方針（案）は、審議資料(2)-5「『中小企業の会計に関する指針』の改正に係る公開草案に対するコメント募集の結果について」（案）のとおりである。

今後のスケジュール

10. 本年度の中小会計指針の改正スケジュールは、以下を予定している。

審議事項(2)-1

2019年2月6日(本日)	企業会計基準委員会で、改正中小会計指針(最終成果物)の公表について審議
2019年2月27日	中小会計指針検討委員会(親委員会)を開催し、改正中小会計指針の公表に関する審議・承認
親委員会での承認後速やかに	関係諸団体での所定の手続きを経て、改正中小会計指針を公表

ディスカッション・ポイント

- ・ 今後の手続を経た上で、関係諸団体と連名で改正中小会計指針を公表することについて、ご了承をいただきたい。

以 上

(別紙)

中小会計指針の概要

(中小会計指針の制定経緯とこれまでの改正経緯)

1. 平成17年8月、関係4団体の連名で、「中小企業の会計に関する指針」を公表した。
2. これは、「中小企業の会計に関する研究会報告」(中小企業庁、平成14年6月)、「中小企業会計基準」(日本税理士会連合会、平成14年12月)、及び「中小企業の会計のあり方に関する研究報告」(日本公認会計士協会、平成15年6月)の3つの報告書を統合する形で誕生したものである。また、平成17年7月に公布された会社法で「会計参与制度」が導入されたことにも対応したものである。
3. 以後、当委員会が公表する会計基準の新設又は改正、関係法令の改正などに伴い、ほぼ毎年改正を行ってきている。
4. なお、中小会計指針を改正する手続きとしては、関係4団体及び学識経験者等から構成される「中小企業の会計に関する指針」作成検討専門委員会と親委員会に相当する「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会の審議を経ることとしている。具体的には、当該専門委員会での検討を経て公開草案を公表し、公開草案に寄せられたコメントを踏まえて更に当該専門委員会で検討を行ったうえで、検討委員会を招集して検討を行い、全会一致での了承を得て、改正した中小会計指針を公表している。

(中小会計指針の目的)

5. 中小企業が計算書類を作成するにあたり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。とりわけ、会社法上、会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するにあたって拠ることが適当な会計のあり方を示すものである。このため、中小会計指針は一定の水準を保つものとされ、中小企業は中小会計指針により計算書類を作成することが推奨されている。

(中小会計指針の適用対象)

6. 中小会計指針の適用対象は、以下の会社を除く株式会社とされている。
 - 金融商品取引法の適用を受ける会社及びその子会社並びに関連会社
 - 会計監査人を設置している会社及びその子会社

中小会計指針の改正にあたっての当委員会における手続

7. 第303回企業会計基準委員会（平成27年1月9日開催）にて以下が確認されているため、今後も同様の手続によることが考えられる。

(1) 中小会計指針は、金融商品取引法適用会社には適用されず、公益財団法人 財務会計基準機構の定款第52条第1項で定める「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及びその実務上の取扱いに関する指針」には該当しないことから、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（最終改正平成27年12月15日）で規定した適正手続の対象には当たらないと考えられる。

(2) しかし、「企業会計基準委員会」という名称を使用して公表するものであるので、適切なデュー・プロセスを図る観点から、以下の手続を取る。

① 中小会計指針の改正にあたっての公開草案の公表に向けての手続としては、当委員会事務局での検討を踏まえて「中小企業の会計に関する指針」作成検討専門委員会（以下「作成検討専門委員会」という。）の審議に参加する。そして、作成検討専門委員会での検討を踏まえた公開草案を企業会計基準委員会に付議して審議を行い、了承を得る（中小会計指針の位置づけを踏まえ、議決は行わない）。なお、関係4団体すべての了承が得られた段階で公開草案が公表される。

② 最終的な改正された中小会計指針の公表に向けての手続としては、当委員会事務局で公開草案に寄せられたコメントの分析及び検討を行ったうえで作成検討専門委員会の審議に参加し、作成検討専門委員会での検討を踏まえた中小会計指針の最終的な改正案を企業会計基準委員会に付議して審議を行い、了承を得る（中小会計指針の位置づけを踏まえ、議決は行わない）。その上で、「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会の審議に参加する。なお、当該検討委員会において全会一致で了承が得られた段階で改正された中小会計指針が公表される。

(3) なお、公開草案に寄せられたコメントについては、関係4団体のホームページで公開しているが、当該取扱いは今後も踏襲することとする。

以 上